

◎新潟県告示第385号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(証紙の常備) <b>第40条</b> 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙を常備しておかなければならない。	(証紙の常備) <b>第40条</b> 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙の <u>全券種</u> を常備しておかなければならない。